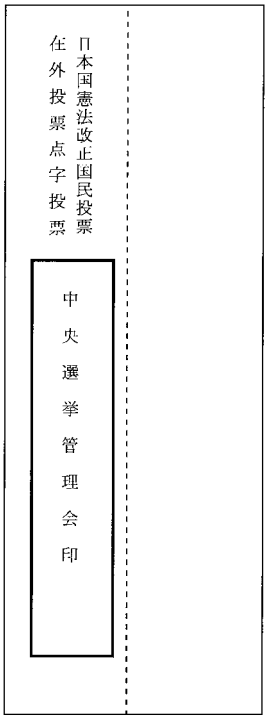
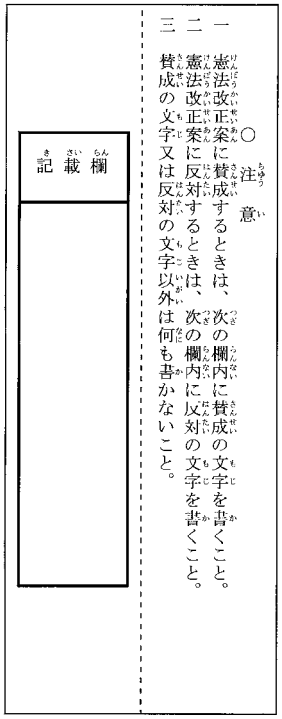
その三

表



裏



備考

一　様式その一は第五十条第二項、第六十七条第三項及び第八十一条第七項に規定する点字投票の投票用紙であり、様式その二は第六十八条第二項に規定する点字投票の投票用紙であり、様式その三は第九十四条第四項に規定する点字投票の投票用紙である。

二　二以上の憲法改正案について国民投票を行う場合においては、いずれの憲法改正案に係る投票用紙であるかを表示しなければならない。

三　様式その一による投票用紙に押すべき都道府県の選挙管理委員会の印は、都道府県の選挙管理委員会の定めるところにより、都道府県の印又は市区町村の選挙管理委員会の印若しくは市区町村の印をもってこれに代えても差し支えない。

四　不正行為を防止することができる方法で投票用紙を印刷することができると認められる場合に限り、都道府県の選挙管理委員会は、その定めるところにより、様式その一による投票用紙に押すべき都道府県又は指定都市の選挙管理委員会の印を刷込み式にしても差し支えない。

五　様式その二による投票用紙に押すべき市区町村選挙管理委員会の印は、市区町村の選挙管理委員会の定めるところにより、市区町村の印をもってこれに代えても差し支えない。

六　様式その三による投票用紙に押すべき中央選挙管理会の印は、刷込み式にすることができる。

七　投票用紙は、片面印刷の方法により調製しても差し支えない。

総務大臣　原口　一博
内閣総理大臣　鳩山由紀夫

日本国憲法の改正手続に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十二年五月十四日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

政令第百三十六号

日本国憲法の改正手続に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、日本国憲法の改正手続に関する法律（平成十九年法律第五十一号）の施行に伴い、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第五条の二第二項第三号並びに国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第四項及び第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

（銃砲刀剣類所持等取締法施行令の一部改正）

第一条　銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和三十三年政令第三十三号）の一部を次のように改正する。

第十二条第二項第四十二号を同項第四十三号とし、同項第四十一号の次に次の一号を加える。

四十二　日本国憲法の改正手続に関する法律（平成十九年法律第五十一号）第百十四条又は第百十五条第一項（同項第三号を除く。）に規定する罪

（外務省組織令の一部改正）

第二条　外務省組織令（平成十二年政令第二百四十九号）の一部を次のように改正する。

第十三条中第十二号を第十三号とし、第五号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五　日本国憲法改正の国民の承認に係る投票における在外投票の実施に関すること。

第八十五条中第十二号を第十三号とし、第六号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六　日本国憲法改正の国民の承認に係る投票における在外投票の実施に関すること。

附　則

この政令は、日本国憲法の改正手続に関する法律の施行の日（平成二十二年五月十八日）から施行する。

内閣総理大臣　鳩山由紀夫
外務大臣　岡田　克也

省　令

○総務省令第六十一号

日本国憲法の改正手続に関する法律（平成十九年法律第五十一号）第六十条第一項第一号、第二号及び第四号並びに第六十一条第七項及び第八項並びに日本国憲法の改正手続に関する法律施行令（平成二十二年政令第百三十五号）第十条第四項、第十五条第一項及び第二項、第十六条第一項第三号及び第三項、第二十一条第一項第三号、第三項、第四項及び第七項、第二十二条第一項第三号及び第四項、第二十四条、第二十九条第二項、第三十一条第一項、第四十条、第六十四条第一項、第六十五条第一項、第七十四条第五項、第七十六条第四項、第八十二条第二項、第八十四条第三項、第八十五条第二項、第九十六条第二号並びに第百四十八条の規定に基づき、日本国憲法の改正手続に関する法律施行規則を次のとおり定める。

平成二十二年五月十四日

総務大臣　原口　一博